

永福和泉地域区民センター協議会 会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、永福和泉地域区民センター協議会（以下「会」という。）と称し、事務所を杉並区和泉三丁目8番18号（杉並区立永福和泉地域区民センター）に置く。

(構成)

第2条 会は、別表第一に定める地域の住民をもって構成する。

(目的)

第3条 会は、地域のことは住民自らが責任をもって決めていく「住民自治」の精神に基づき、住民相互の交流の便宜を図るとともに、「ここから始まる仲間の和、地域の輪」という理念のもと、良好なコミュニティを形成することにより、住みよいまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第4条 本会則において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住民とは、地域に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- (2) 事業者とは、杉並区内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 地域活動団体とは、営利を目的とせず、地域において生活課題の解決等公共性の高い活動を献身的に行う団体をいう。
- (4) コミュニティとは、生活の場としての地域社会において、住民自らが多様化する要求や課題を認識し、自主性と創意をもって活動を行い、或いは行政、事業者、地域活動団体との協働を通じて要求実現や課題解決する開放的で信頼感のある基盤のことをいう。
- (5) 協働とは、地域社会の要求と創意の実現及び問題解決を図るための複数の個人や団体が、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。

(運営方針)

第5条 会は、政治的に中立を堅持し、宗教活動及び営利行為は行わないものとする。

(活動)

第6条 会は、その目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 組織及び運営

(委員の選出)

第7条 会の運営のため、40名以内の委員を置く。

2 委員は、別表第二に定める区分により選出された者をもって充てる。

(臨時協力者)

第7条の2 協議会及び各部の事業運営にあたり、必要がある場合は臨時協力者を選任することができる。

2 臨時協力者の職務、及び選任方法等については、委員会に諮り定めるものとする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、1期2年とし、2期を原則として、定期総会の終了の時までとする。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間をもって1期とする。

3 会の運営上必要な場合、委員会の承認を得て、1期を限度に延長することができる。ただし、会長職にあった委員は、この限りではない。

4 会の運営上必要かつやむを得ない場合、次のとおり委員を選出することができるとしてする。

(1) 委員会の承認を得て、任期（2期）満了後2年以上経過した者のうちから、1期を限度に委員を選出することができる。

(2) 委員退任後4年以上経過した者で、第7条第2項に定める区分1及び区分2の団体から推薦を受けた者を委員として選出することができる。

(委員の退任)

第8条の2 前条に定める場合のほか、次に定める場合は委員を退任するものとする。

(1) 委員本人が死亡したとき。

(2) 委員本人が別表第一で定める地域の住民で無くなったとき。

(3) 心身の故障等、やむを得ない事情により、委員活動が継続できないとき。

2 前項第2号、及び3号による退任にあたっては、委員本人は会長あて退任願を提出しなければならない。

3 会長は、委員の退任があった場合について、委員会において速やかに報告を行うものとする。

(役員)

第9条 会に次の役員を置き、役員は委員の互選によってこれを定める。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

- (3) 会計監事 2名
- (4) 部長 5名

2 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長 会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計監事 会の会計監査を行う。
- (4) 部長 部を代表し、部の担任事務を統括する。

(部会)

第10条 会の活動を分担するため、次の各号に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 地域活動部
- (4) 文化活動部
- (5) 協働事業推進部

2 委員は互選により、いずれかの部に属さなければならない。ただし、会長、会計監事の役にある者は、部員となることができない。

3 各部に部長を置く。

4 部長は、部長の職務を補佐するため、必要に応じて副部長（各部3名以内）を任命することができる。

5 会長は、部会の円滑な運営を図るために、必要に応じて部会に出席することができる。

(部の任務)

第11条 部の担任事務は次のとおりとする。

部	担任事務
総務部	<ul style="list-style-type: none">1 委員との連絡に関すること。2 委員選出の事務に関すること。3 会の経理、出納に関すること。4 区との連絡、調整に関すること。5 事務局に関すること。6 地域で行われる行事等への支援に関すること。7 他の地域活動団体との協働及びネットワーク形成に関すること。8 その他、他部に属さない事項に関すること。
広報部	<ul style="list-style-type: none">1 広報紙の立案、発行及び配布に関すること。2 ホームページの立案及び運営に関すること。3 その他、広報活動において特に必要と認めること。4 他の地域活動団体との協働及びネットワーク形成に関すること。

地域活動部	1 コミュニティ形成のための事業の立案及び実施に関すること。 2 他の地域活動団体との協働で行う事業の立案、連絡、調整及び実施に関すること。 3 他の地域活動団体とのネットワーク形成に関すること。
文化活動部	1 文化的事業、体育的事業の立案及び実施に関すること。 2 他の地域活動団体との協働で行う事業の立案、連絡、調整及び実施に関すること。 3 他の地域活動団体とのネットワーク形成に関すること。
協働事業推進部	1 他の地域活動団体との協働で行う事業の推進、及び事業の立案、連絡調整及び実施に関すること。 2 他の地域活動団体とのネットワーク形成に関すること。 3 地域で行われる行事等への支援事業に関すること。 4 各部における協働事業についての情報共有、調整、協力体制の構築等に関すること。

(顧問)

- 第12条 会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が会長経験者の中から委員会に諮り委嘱する。
 - 3 顧問の任期は、1期2年とし、2期を限度とする。
 - 4 顧問は、会長の諮問に応じる。

(事務局)

- 第13条 会に関する事務を処理するため、会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長、その他の職員を置く。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第14条 会の会議は、総会、臨時総会、役員会、委員会、部会の5種類とする。
- 2 前項のほか、会長が必要と認めた場合には、委員及び会長が指定する者を構成員とする会議体を作ることができる。

(会議の招集)

- 第15条 総会、臨時総会、役員会、及び委員会は会長が招集し、議事を主宰す

る。委員総数の3分の2以上の要求があれば、会長はその招集を決定しなければならない。

2 部会は部長が招集し、議事を主宰する。

(会議の審議、成立等)

第16条 会議の審議事項は次のとおりとする。

2 総会は年度の初めに、臨時総会は委員総数の3分の2以上の賛成を得て必要な都度開催するものとする。総会及び臨時総会では、次の事項の審議を行う。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業、会計及び会計監査の報告の認定に関すること。
- (3) 委員の承認に関すること。
- (4) 会則に関すること。
- (5) その他、会長が提案したこと。

3 役員会は、役員をもって構成し、次の事項の審議を行う。

- (1) 委員会に提案すべき事項に関すること。
- (2) 緊急を要する案件に関すること。

4 委員会は、委員全員をもって構成し、次の事項の審議を行う。

- (1) 総会及び臨時総会に提案すべき事項に関すること。
- (2) 会長から提案された事項に関すること。
- (3) 各部の計画及び施行に関すること。

5 部会は、部員全員をもって構成し、それぞれの部の担任事項に関する審議を行う。

6 総会、臨時総会、役員会、委員会は、次の構成員の出席をもって成立する。

(1) 総会、臨時総会については、委員及び第7条別表第二の区分1及び区分2に掲げるそれぞれの団体から派遣された者1名によって構成し、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(2) 役員会、委員会については、構成員の過半数の出席をもって成立する。

7 会議は原則として公開する。ただし、やむを得ない理由のあるときは、出席者の過半数の同意を得て、非公開とすることができます。

8 会議の議事については、出席者の過半数をもって決する。

(会議への事務局の出席、及び特別参加)

第17条 会議の招集権者は、事務局長及び職員を会議に出席させることができる。また、必要に応じて区職員等を会議に参加させることができる。

2 前項に規定する者は、議決権を有しない。

第4章 その他

(会計)

第18条 会の経費は、杉並区からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り、決めるものとする。

附 則（平成2年10月23日）

この会則は、平成2年10月1日から適用する。

附 則（平成4年5月22日）

この会則は、平成4年5月22日から施行する。

附 則（平成8年9月27日）

この会則は、平成8年9月27日から施行する。

附 則（平成12年5月19日）

この会則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日）

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月23日）

- 1 この会則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この会則による改正後の永福和泉地域区民センター協議会は、この会則による改正前の方南・和泉地域集会施設運営協議会と同一性をもって存続するものとし、方南・和泉地域集会施設運営協議会に属した財産その他一切の権利義務は、永福和泉地域区民センター協議会が引き継ぐものとする。
- 3 この会則の改正の際、現に選出されている方南・和泉地域集会施設運営協議会委員についても、前項の経過規定を準用し、委員の任期等、第2章の規定は、すべて従前の例によるものとする。

附 則（平成25年4月25日）

この会則は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月24日）

この会則は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月27日）

- 1 この会則は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成30年9月末で任期を満了する委員にあたっては、第8条1項の規定に係わらず、平成31年度定期総会の終了の時までその任期を延長する。

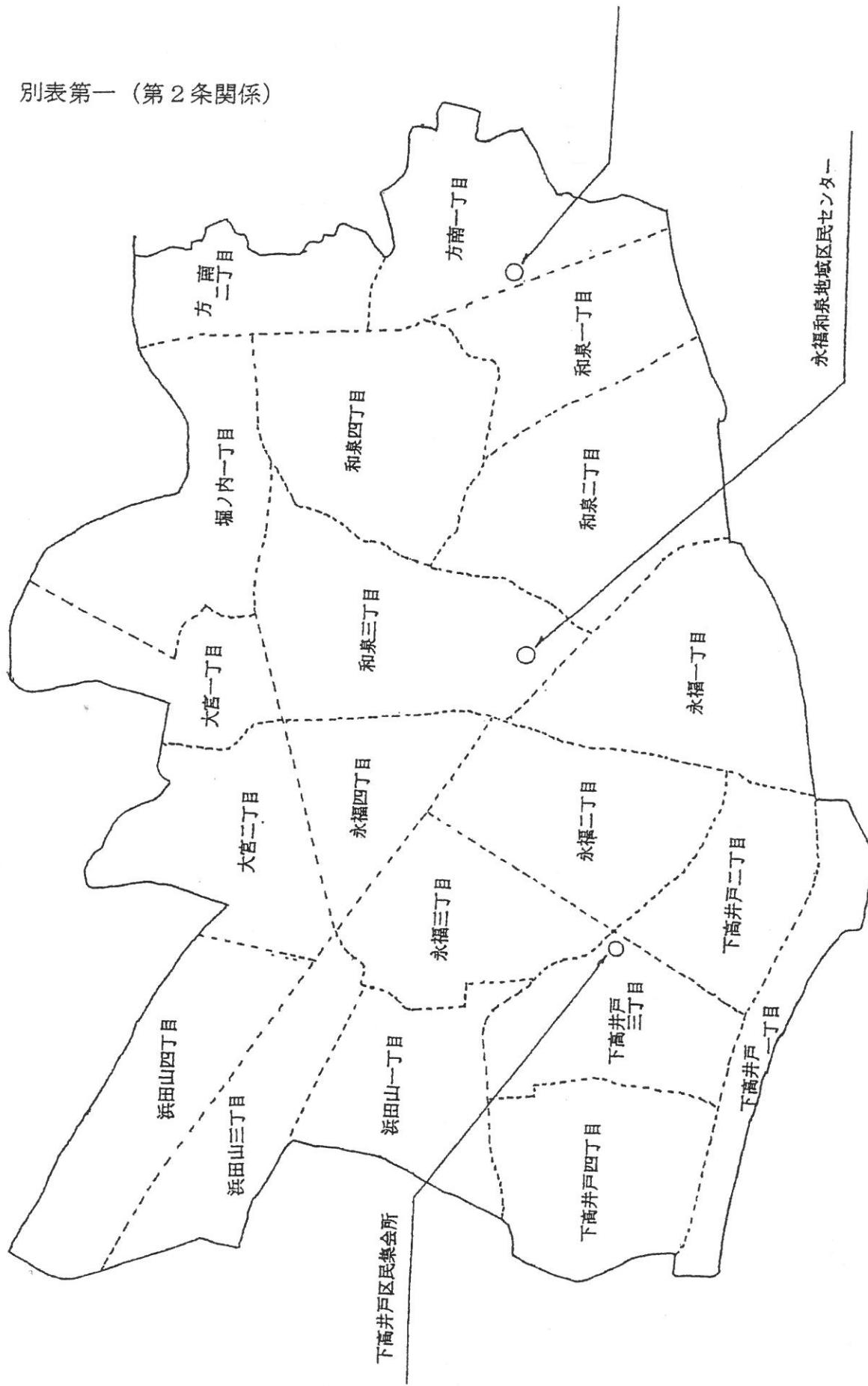
附 則（平成30年4月26日）

この会則は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月23日）・・・定期総会での議決事項
この会則は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和5年4月27日）
この会則は、令和5年4月1日から適用する。

別表第一（第2条関係）



別表第二（第7条関係）

協議会委員の推薦団体及び選出方法

区分	推薦団体
1 別表第一で定める地域内の 団体から推薦を受けた者	(1)町会 (2)自治会 (3)小学校PTA (4)中学校PTA (5)青少年育成委員会 (6)商店会 (7)青年団体 (8)女性団体 (9)高齢者団体 (10)障害者団体 (11)消費者団体 (12)上記以外の地域活動団体 24名以内
2 別表第一で定める地域内の 専門委員の団体から推薦を受 けた者	(1)民生児童委員 (2)青少年委員 (3)スポーツ推進委員 (4)上記以外の専門委員の団体 6名以内
3 本会の運営に熱意のある者 で、委員会に諮り選出された 者	(1)別表第一で定める地域内の住民か らの公募 (2) (1)に準じた地域の住民の中から 役員会が特に推薦する者

[備考]

- 1 1又は2により選出される委員の数が所定の数に満たないときは、当該不足する数を3により選出する委員をもって充てることができる。
ただし、3により選出される委員数は、構成委員総数の2分の1以下でなければならない。
- 2 3により選出される委員の数が所定の数に満たないときは、当該不足する数を1又は2により選出する委員をもって充てることができる。
- 3 委員が任期途中で退任した場合は、1及び2に則して補充委員を選出することができる。